

発行所 石岡市役所
石岡市大字石岡408番地
電話(代表) 2135番

人口と世帯 (5月31日現在)
世帯数 7,295世帯
人口 { 男子 17,599人
女子 19,084人
計 36,683人

6月号
第62号
毎月1回
30日発行

報 いしおか

暑くなりやすと誰でも食欲が衰え、あつさりした食物を好んでとるようになり、やたらに水をのんだり、冷たいものをほしがつたりし、そのためにいつそう食欲を書し栄養不足になりがちです。そこで家庭ではどうか不足しやすい栄養分(脂肪や蛋白質)がじゅうぶんとれるよう、食品の調理や、盛りつけにくふうし、お子さんが喜んで食べるよう仕向けましょう。

第二回臨時議会

市議会第二回臨時議会は六月二十四日午後一時から、市役所議場で開会され、昭和三十四年度市才入追加更正予算など、八議案を審議、原案どおり可決した。

△分譲住宅建設費十戸分六百三十四万四千円増、駅前貝地線産業道路(一部完工)用地買収費七十二万四千円増、△肥育素牛導入資金六五頭分

建売住宅建設費など追加予算一千七百万円

三百二十五万四千円借入、借入先次城県、償還は今年度内

△内務共同促進資金二〇〇頭分六十万円借入。借入先次城県、償還は今年度内

△内務共同販売集荷助長資金一、二〇〇頭分百五十万円借入。借入先次城県、償還は今年度内。

△監査委員(学識経験者有する者)青柳新兵衛氏の選任に同意。

△市助役大山要蔵氏の選任に同意。

永沼収入役退職

市収入役永沼英次氏は十日任期満了により退職した。同氏は大正九年三月(当時初代町長矢口大次郎氏)書記を拝命し十一人の町長、市長につかえ、その間総務、戸籍、商工の各課長、議事事務局長

社会福祉協議会

市社会福祉協議会総会は、二十九日午前十時から市民館で行われ、老人クラブの組織と農繁期に於ける季節保育所の開設等の事業計画、予算、役員を選出などを決定した。



同意。
△市収入役青藤友明氏の選任に同意。
なお急務議案石岡市国保病院設置条例を廃止する条例は文教厚生委員会附託となつた。写真は第二回臨時議会前にひらかれた常任委員会の一コマ

市内各地に降ひよう

農作物に大被害

六月四日午後一時ころから約二十分間にわたり、石岡地方(とくに根当、正上内、国分泉町、荒金、行里川、出山貝地、東ノ辻、大谷津、兵崎東田中、中津川、根本、高浜東大橋、御前山地区)を襲つた降ひようは農作物に大きな被害を与えた。五日市長及び関係者が管内全般の被害状況を視察、翌六日出発、知事に対しこの救済方を要請した。被害耕作面積は一町歩、損害約五千万円。写真は降ひようの現地調査

作物別	被害程度			計
	以下	以下	以下	
小麦	三三三	四三六	三三九	一一〇八
大麦	一八一	四七七	五三三	一一〇一
なたね	一六一	六九五	八二一	一五九七
果樹				
たばこ				
野菜	五三三	一〇八三	一一六	一七三二
計	一〇八一	二〇〇一	一一〇八	三〇九〇



八月一日現在で夏期農業基本調査

この調査は、農業の基本的事項を統計的に、は握し農業経営改善、農業行政施策の基礎資料を作成するため、極めて重要な調査であります。農家の皆さまは、たびたび行われておりますから、よくおわかりかと思いますが、これは統計以外の目的に使用いたしません。従つて課税の資料などにして皆さんに迷惑をかけるようなことはありませんから、調査員がおうかがいしましたら事実の申告が得られるよう、どうぞご協力をお願いします。

助役、収入役きまる

新市長のもとに、これからの市政を担当する石岡市の助役、収入役は、二十四日に開かれた臨時議会の同意を得て、次のように選任された。



助役 大山 要蔵 (前総務課長)



収入役 青藤 友明 (前税務課長)

募る 若人の声

市の将来の夢は次の世代を背負う若人たちによつて造られねばなりません。ここに若人の声を募り夢を託したいと思ひます。

応募期間 随時
内容 特に規定しないが、範囲を市の問題にとどめ、端的に内容を表現しているもの(紙上匿名は自由)

投稿先 市役所企画係
掲載分には薄謝を呈します

固定資産税 都市計画税

納期 7月31日限り

中小企業退職金共済法

第三十一国会において成立した中小企業退職金共済法とは、中小企業に退職金制度を確立して、働く従業員の生活が保証され、事業主としてもよい従業員を採用し、腰を落着けて働いて貰うこと、ひいては中小企業の振興を図ることを目的としたものである。本制度の特色として○手軽である。庫補助金が加算され、事業団の事務費も全額国が負担し、よりの金融機関に払い込んでおきさえすれば、退職金の支給はすべて中小企業退職金共済法に基づいて行われますので、事業主はなんの心配もなく、利便な中小企業退職金共済法を利用する。

掛金納付年数	掛金納付年数				
	1年	5年	10年	15年	20年
毎月の掛金	400	1,200	2,000	2,800	3,600
掛金を掛けた場合	1,200	3,600	6,000	8,400	10,800
毎月 500円の掛金を掛けた場合	1,200	3,600	6,000	8,400	10,800
毎月 1,000円の掛金を掛けた場合	2,400	7,200	12,000	16,800	21,600
最初が毎月2,000円で三年毎に1,000円ずつ増して掛けた場合(1,000円増)	4,000	12,000	20,000	28,000	36,000

①加入できる事業主は、従業員一〇〇人(商業、サービス業)以下、以下の事業主で、加入は自由です。

②掛金は従業員一人当り、月二〇〇円以上一、〇〇〇円までの額で、途中からも増額できます。

③加入できる事業主は、従業員一〇〇人(商業、サービス業)以下、以下の事業主で、加入は自由です。

④途中で契約が解除されたときは、解約手当金が従業員に支給されます。

⑤加入申込の受付は、金融機関が取扱、開始は十一月一です。この取扱、課、労政事務、働相談所な

